

アルヴェ・ネットワーク情報システム構築・運用事業業務委託
公募型プロポーザル実施要領

〔令和6年4月18日
観光文化スポーツ部長決裁〕

(趣旨)

第1条 この要領は、アルヴェ・ネットワーク情報システム構築・運用事業業務委託について、業務を受託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するため、応募者の募集、提出書類の審査の手続等について必要な事項を定めるものである。

(業務概要)

第2条 業務の概要は、次のとおりとする。

(1) 業務内容

別添の「アルヴェ・ネットワーク情報システム構築・運用事業業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」に定めるとおりとする。

(2) 委託期間

契約締結日の翌日から令和11年9月30日までとする。

(3) 業務に係る委託料

ア 業務実施に係る委託料は、委託期間の総額で94,024,700円（消費税および地方消費税額を含む。）を上限とする。なお、令和6年度は、9,402,470円以下とする。ただし、翌年度以降において、当該予算の金額に減額又は削除があった場合には、この限りではない。

イ 委託料の支払いは、毎月の分割払いとし、受託事業者からの請求を受けて、30日以内に支払うものとする。

(参加資格要件)

第3条 本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 秋田市内に本社又は支社、営業所があり、障害発生時等に迅速に対応できること。

(2) 過去5年間において、次のいずれかの実績があること。

ア ITシステムの構築・管理・運営

イ クラウドコンピューティングシステムの構築・管理・運営

ウ ソーシャルネットワークサービスのコンサルティング

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(4) 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

(5) 秋田市暴力団排除条例（平成24年秋田市条例第10号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

- (6) 市税に滞納がないこと。
- (7) 本業務は、共同企業体で提案することも可とする。その場合、共同企業体に参加する団体全てが(3)から(6)までの条件を満たすこと。(1)については、当該共同企業体の構成員の代表企業が満たすこと。(2)については、当該共同企業体の構成員のいずれかが満たすこと。なお、当該共同企業体の構成員は、単独および他の共同企業体の構成員として、本プロポーザルに参加できないこととする。

(日程)

第4条 本件プロポーザルに関する主な日程は、次のとおりとする。

- (1) 公募開始および参加表明書等の受付
令和6年4月22日(月)から同年5月15日(水)正午まで
- (2) 質問書の受付
令和6年4月22日(月)から同年5月1日(水)正午まで
- (3) 質問回答公表
令和6年5月8日(水)
- (4) 選定結果の通知
令和6年5月17日(金)までに通知する。
- (5) 企画提案書等の受付
令和6年5月22日(水)正午まで
- (6) 企画提案のプレゼンテーションおよびヒアリング
令和6年5月29日(水)午前9時30分から
- (7) 最終選定結果の通知
令和6年5月31日(金)発送予定

(参加表明書等の提出)

第5条 本件プロポーザルに参加しようとする者は、次に定めるところにより、参加表明書等を提出しなければならない。

- (1) 提出書類
 - ア 参加表明書兼誓約書
 - (ア) 単独企業の場合 様式1-1を提出
 - (イ) 共同企業体の場合 様式1-2を提出
 - 併せて共同企業体の場合は、以下の様式2および様式3の右上に「代表企業」又は「代表企業以外の企業」と明記した上で、それぞれの企業ごとに作成し、提出すること。
 - イ 会社概要調書(様式2)
 - ウ 業務履行実績調書(様式3)
 - エ 業務の実施体制(様式4)
 - オ 登記簿謄本(写し可) ※提出日前3ヶ月以内に発行されたもの
 - カ 市税の納税証明書(写し可) ※提出日前3ヶ月以内に発行された完納証明

書（市税に未納のない旨の証明書）

- (2) 提出期限 令和6年5月15日（水）正午必着
- (3) 提出場所 〒010-8506 秋田市東通仲町4番1号
秋田市民交流プラザ管理室
- (4) 提出部数 各1部
- (5) 提出方法 持参（日曜日、土曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで、および午後1時から午後5時までとする。ただし、令和6年5月15日（水）は正午までとする。）又は郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）によること。

※全ての提出書類が期限内に到着しない場合（書類に不備があった場合で、差替え等が期限内に完了しない場合を含む）は失格とする。

（質問の受付および回答）

第6条 本件プロポーザルに関して質問があるときは、次のとおりとする。

(1) 提出方法

質問票（様式6）を電子メールで提出すること。なお、メール送信後、電話による到達確認をすること。

(2) 提出期間

令和6年4月22日（月）から同年5月1日（水）正午まで。なお、提出期間後の質問は、受け付けない。

(3) 送信先

ro-urky@city.akita.lg.jp（秋田市民交流プラザ管理室メールアドレス）

(4) 質問への回答

令和6年5月8日（水）午後5時までに秋田市民交流プラザホームページ上で回答を公表する。

（企画提案書の提出者の選定）

第7条 本業務において企画提案書を提出することができる者は、第5条各号の規定に基づき提出された書類を審査し、選定する。なお、選定結果は、令和6年5月17日（金）までにFAXおよびメールで通知する。

（企画提案書の作成要領）

第8条 企画提案書は、次に定めるところにより作成し、提出するものとする。

(1) 企画提案に必要な書類

ア 企画提案書表紙

(ア) 単独企業の場合 様式5-1を提出

(イ) 共同企業体の場合 様式5-2を提出

イ 業務への理解と取り組み姿勢に関する調書（任意様式。ただし、A4版とする。）

テーマを「秋田拠点センターアルヴェ公共棟（秋田市民交流プラザ）におけるネットワーク情報システムのあり方」とし、アルヴェもしくは公共拠点のネットワーク情報システムにおける問題点や課題に対する認識、また、新たに構築するネットワーク情報システムで実現したいアイデアなどについて、概ね1,600字から2,000字程度で記載すること。

ウ 業務に対する具体的な提案書（任意様式。ただしA4版とする。）

仕様書に定められた事項を確実にを行うための、本市が支払う委託料額の使途（積算内訳を明記し、総額は税込みとすること）、実施体制、事業遂行の方向性および工程は、それぞれ必ず明示すること。

エ 業務参考見積書（任意様式。ただし、A4版とする。）

(ア) 仕様書に記載のある各業務の内訳が分かるように見積もること。

(イ) 金額は税込みとする。

(ウ) 発行責任者および担当者の氏名と連絡先（電話番号・メールアドレス）を記入すること（押印不要）。

(2) 企画提案書の提出

ア 提出期限 令和6年5月22日（水）正午まで

イ 提出場所 〒010-8506 秋田市東通仲町4番1号
秋田市民交流プラザ管理室

ウ 提出部数 8部

エ 提出方法 持参（日曜日および土曜日を除く午前9時から正午まで、および午後1時から午後5時までとする。ただし、令和6年5月22日（水）は午前9時から正午までとする。）又は郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）によること。

※全ての提出書類が期限内に到着しない場合（書類に不備があった場合で、差し替え等が期限内に完了しない場合を含む）は辞退したものとみなす。

（企画提案書等の無効）

第9条 次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。

(1) 前条の規定に適合しない場合

(2) 指定する様式、記載上の留意事項等の条件に適合しない場合

(3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

(4) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(5) 審査の公平性を害する行為があった場合

(6) 委員会の委員又は関係者に企画提案書に対する助言等を求めた場合

(7) 業務参考見積書の金額が第2条第3号アの上限を超えている場合

(8) その他、本実施要領に違反すると認められた場合

（プレゼンテーションの実施）

第10条 企画提案書等を提出した者は、次に定めるところにより、プレゼンテーシ

ョンを実施する。

- (1) 実施日 令和6年5月29日（水）午前9時30分から（参加者ごとの詳細な時間は後日連絡する。）
- (2) 場所 秋田拠点センターアルヴェ公共棟4階 洋室C
- (3) 説明時間 1者につき30分（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）以内
- (4) 出席者 2名以内
- (5) 説明 提出した企画提案書等に沿って説明するものとし、当日の追加資料の提出は認めない。
- (6) 使用機器 プレゼンテーションを行うためのプロジェクターおよびスクリーンは本市が用意するものとし、パソコンは持参すること。

（契約候補者の選定）

第11条 委員会は、企画提案書等およびプレゼンテーションの内容について、アルヴェ・ネットワーク情報システム構築・運用事業業務委託受託事業者選定審査要領（令和6年4月18日観光文化スポーツ部長決裁）の定めるところにより審査を行い、本業務の契約候補者を選定する。

（選定結果の通知および公表）

第12条 選定結果は、プレゼンテーションを実施した全ての者に対し、令和6年5月31日（金）までに書面で通知するとともに、次の事項について、秋田市民交流プラザホームページで公表する。

- (1) プレゼンテーションを実施した全ての者の採点結果
- (2) 選定された契約候補者名

（非選定理由の説明）

第13条 契約候補者に選定されなかった者は、次に定めるところにより、非選定理由について説明を求めることができる。

- (1) 提出様式 任意様式。ただし、A4版に限る。
- (2) 提出期限 令和6年6月5日（水）正午まで
- (3) 提出場所 〒010-8506 秋田市東通仲町4番1号
秋田市民交流プラザ管理室
- (4) 提出方法 持参（日曜日、土曜日を除く日の午前9時から正午まで、および午後1時から午後5時までとする。ただし、令和6年6月5日（水）は午前9時から正午までとする。）又は郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）によること。
- (5) 回答方法 令和6年6月7日（金）までに、書面により通知する。

（契約締結）

第14条 選定された契約候補者と契約締結の協議を行う。

2 協議が不調のときは、評価点数が次点の者から順に、契約締結の協議を行う。

（留意事項）

第15条 本件プロポーザルの提案に係る留意事項は、次のとおりとする。

- (1) 本件プロポーザルについての関係書類は、秋田市民交流プラザホームページ (<http://www.alve.jp/>) からダウンロードして使用すること。
- (2) 本件プロポーザルへの応募に関する全ての書類の作成および提出に係る費用は、応募者の負担とする。
- (3) 提出された書類は、返却しない。
- (4) 提出された書類および提案内容は、本件以外に無断で使用しない。
- (5) 提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は、認めない。
- (6) 提出書類等に虚偽の記載をした場合は、応募を無効とする。
- (7) 審査結果に対する異議は、一切受け付けない。
- (8) 採用された企画提案書等の著作権は、本市に帰属するものとする。
- (9) 市は、受託者選定後、特定した受託者の企画提案の内容に拘束されないものとする。
- (10) 提出された書類等は、秋田市情報公開条例（平成9年秋田市条例第39号）に基づく公文書開示請求の対象となる。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和6年4月18日から施行する。
（この要領の失効）
- 2 この要領は、本件プロポーザルにより選定された契約候補者と契約を締結した日の翌日限り、その効力を失う。